

## 岐阜市雑がみPRマークの使用に関する要領

令和2年1月14日決裁

令和3年3月30日改正

令和5年3月24日改正

### (趣旨)

第1条 この要領は、雑がみの分別回収を推進する取組を市民に対して広くPRするため、岐阜市雑がみPRマーク（以下「雑がみPRマーク」という。）の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (雑がみPRマークのデザイン)

第2条 雑がみPRマークのデザインは、別紙のとおりとする。

### (使用用途)

第3条 雑がみPRマークは、岐阜市資源分別回収事業実施要綱（昭和58年4月1日決裁。以下「実施要綱」という。）別表に規定する雑がみに表示するものとする。

### (申請)

第4条 雑がみPRマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、岐阜市雑がみPRマーク使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 市及びその関連団体が使用するとき。
  - (2) 実施要綱第3条の規定による自治会連合会及び実施団体が使用するとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。
- 2 使用承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 雑がみPRマークを表示しようとする印刷物の内容が確認できる書類
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (使用承認)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは使用を承認し、岐阜市雑がみPRマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号。以下「使用承認通知書」という。）により申請者に通知するとともに、岐阜市雑がみPRマーク使用承認一覧（様式第3号）に記録するものとする。

2 市長は、前項の場合において、雑がみPRマークの使用の方法について条件を付することができる。

### (使用の除外)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による使用承認をしないものとする。

(1) 申請者（団体にあつては、その構成員を含む。）が、次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 雑がみPRマークの使用が次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 第3条に規定する雑がみPRマークの使用用途に反するおそれがあるとき。

イ 市の信用を害するおそれがあるとき。

ウ 法令又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するおそれがあるとき。

エ 特定の政治、思想又は宗教に係る活動に利用されるおそれがあるとき。

オ 不当な利益を得る目的で利用されるおそれがあるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事情があるとき。

2 市長は、前項の規定により不相当と認めるときは、岐阜市雑がみPRマーク使用（変更）不承認通知書（様式第4号。以下「使用不承認通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第7条 雑がみPRマークの使用期間は、承認を受けた日から2年以内とする。

2 前項の期間の満了後においても継続して雑がみPRマークの使用を希望するときは、当該期間の満了前に使用承認の更新をすることができる。

3 第4条及び前条の規定は、前項の使用承認の更新について準用する。

（使用料）

第8条 雑がみPRマークの使用は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 雑がみPRマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容と異なる使用をしないこと。

(2) 第5条第2項又は次条第4項の規定により付された条件に従うこと。

(3) 雑がみPRマークの使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 別に定めるマニュアルに従い、雑がみPRマークを適切に使用すること。

(5) 製品の品質及び掲載内容等が市から保証されたものである等の誤解を与えるような使用をしないこと。

(6) 雑がみPRマークを使用した印刷物の印刷又は役務の提供を他のものに委託して行わせるときは、当該委託を受けたものがこの要領の規定に違反しないよう管理、監督その他必

要な措置を講ずること。

- (7) 雑がみPRマークを含む商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、雑がみPRマークの使用について市の指示に従うこと。

(承認内容の変更)

第10条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、岐阜市雑がみPRマーク使用変更申請書（様式第5号。以下「使用変更申請書」という。）をすみやかに市長に提出しなければならない。ただし、第4条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 2 第4条第2項各号に掲げる書類に変更があるときは、使用変更申請書に変更後のものを併せて提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認をするときにあっては使用承認通知書により、変更の承認をしない時にあっては使用不承認通知書により、通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による変更の承認に際し、その使用の方法について条件を付することができる。

(使用の中止の申請)

第11条 使用者は、雑がみPRマークの使用を中止しようとするときは、岐阜市雑がみPRマーク使用中止届（様式第6号）をすみやかに市長に提出しなければならない。ただし、第4条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(報告等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、雑がみPRマークを使用した印刷物の完成品又は使用状況等について、使用者に報告させ、又は調査することができる。

(使用の中止及び差止め)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が第4条第1項に反して雑がみPRマークを使用していることが判明したとき。
  - (2) 使用者が第6条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
  - (3) 使用者が第7条に規定する期間を超えて雑がみPRマークを使用していることが判明したとき。
  - (4) 使用者が第9条各号に定める事項を遵守しないとき。
  - (5) 使用承認申請書又は使用変更申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、雑がみPRマークを使用することが不相当と認められる事情があるとき。
- 2 使用者は、前項の規定による使用の中止を命ぜられた日以後、雑がみPRマークを使用してはならない。

(責任)

第14条 市は、雑がみPRマークの使用により使用者に生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。第13条第1項の規定による雑がみPRマークの使用の中止により使用者に生じた損害についても同様とする。

- 2 使用者は、雑がみPRマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 使用者は、雑がみPRマークを使用した印刷物の提供により第三者に損害を与えたときは、誠実にこれを処理しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 第4条第1項及び第10条第1項の規定による申請並びに第11条の規定による届出については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年1月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により作成されている用紙は、この要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙（第2条関係）

岐阜市雑がみPRマーク デザイン

〈カラー印刷用〉



〈単色印刷用〉



（あて先）岐阜市長

（申請者）

住 所

氏 名

（団体の場合は、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

岐阜市雑がみPRマーク使用承認申請書

岐阜市雑がみPRマークの使用に関する要領を遵守することを誓約し、同要領第4条第1項の規定により、次のとおり岐阜市雑がみPRマークの使用の承認を申請します。なお、同要領第6条第1項第1号のいずれにも該当しないことを表明します。

記

名 称			
使 用 内 容 (印刷数量、販売・ 配布場所等)			
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
担 当 者	住 所	〒	
	所 属		氏 名
	電 話		F A X
	E-mail		

添付書類

- 1 岐阜市雑がみPRマークを表示しようとする印刷物の内容が確認できる書類
  - 2 その他市長が必要と認める書類
- その他

使用承認申請書を提出する際は、運転免許証その他の身分を証するものを提示してください。

岐阜市 第 号  
年 月 日

岐阜市雑がみPRマーク使用（変更）承認通知書

様

岐阜市長



年 月 日付けで申請のありました岐阜市雑がみPRマークの使用（変更）について、下記のとおり承認します。

記

名 称	
使 用 内 容	
使 用 期 間	
条 件	

特記事項

- 1 岐阜市雑がみPRマークマニュアル（以下「マニュアル」という。）を遵守し、岐阜市雑がみPRマークを適切に使用すること。なお、マニュアルは、必要に応じて変更することがあるため留意すること。
- 2 岐阜市雑がみPRマークを使用した印刷物の完成品を、速やかに市長に提出すること。ただし、提出が困難な商品又は役務の提供については、写真その他の商品又は役務の提供の状況が分かる資料の提出をもって代えることができる。
- 3 使用承認の内容を変更しようとするときは、岐阜市雑がみPRマーク使用変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けること。



様式第3号（第5条関係）

岐阜市雑がみPRマーク使用承認一覧

受付番号	申請者	申請者住所	
	申請日	名称	
	年 月 日		
	使用期間		受付者
	年 月 日～ 年 月 日		
受付番号	申請者	申請者住所	
	申請日	名称	
	年 月 日		
	使用期間		受付者
	年 月 日～ 年 月 日		
受付番号	申請者	申請者住所	
	申請日	名称	
	年 月 日		
	使用期間		受付者
	年 月 日～ 年 月 日		
受付番号	申請者	申請者住所	
	申請日	名称	
	年 月 日		
	使用期間		受付者
	年 月 日～ 年 月 日		

様式第4号（第6条、第10条関係）

岐阜市 第 号  
年 月 日

岐阜市雑がみPRマーク使用（変更）不承認通知書

様

岐阜市長



年 月 日付けで申請のありました岐阜市雑がみPRマークの使用（変更）については、下記のとおり承認しないことを通知します。

記

【承認しない理由】

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（申請者）

住 所

氏 名

（団体の場合は、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

岐阜市雑がみPRマーク使用変更申請書

年 月 日付けで承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、岐阜市雑がみPRマークの使用に関する要領第10条第1項の規定により申請します。

記

変 更 の 内 容				
変 更 の 理 由				
担 当 者	住 所	〒		
	所 属		氏 名	
	電 話		F A X	
	E-mail			
備 考				

注意事項

岐阜市雑がみPRマークの使用承認の申請の際に提出した書類に変更がある場合は、変更後の当該書類を併せて提出すること。

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（申請者）

住 所

氏 名

（団体の場合は、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

岐阜市雑がみPRマーク使用中止届

年 月 日付けで承認を受けた岐阜市雑がみPRマークについて、下記のとおり使用を中止するので、岐阜市雑がみPRマークの使用に関する要領第11条の規定により届け出ます。

記

使 用 中 止 日	年 月 日
使 用 中 止 の 理 由	
備 考	